

平成31年第 1 回定例会会議録

四市複合事務組合議会

平成31年四市複合事務組合議会第1回定例会会議録

◎議事日程

平成31年2月20日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 新任議員の議席の指定の件

第2 会期決定の件

第3 副議長の選挙

第4 議案第1号 平成31年度四市複合事務組合予算

第5 議案第2号 平成30年度四市複合事務組合補正予算

第6 議案第3号 四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例

第7 議案第4号 四市複合事務組合霊柩自動車運行条例の一部を改正する条例

第8 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時4分開会

○議長（加瀬敏男議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成31年四市複合事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

○議長（加瀬敏男議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（加瀬敏男議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（加瀬敏男議員） ここで、管理者に定例会招集の御挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、四市複合事務組合の議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろより本組合の事業に対しまして御支援、御協力を頂戴しておりますこと、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本日ここに、平成31年四市複合事務組合議会第1回定例会を開催するに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

先ほど議長さんのほうからお話ございましたように、さきの八千代市議会議員選挙におきまして、江野澤議員、西村議員が御当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、改めて四市複合事務組合の運営に対してお力添えをいただきますことを心からお願ひ申し上げる次第でございます。

本日、御審議をお願いいたしますのは、平成31年度四市複合事務組合予算、平成30年度四市複合事務組合

補正予算、四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例、四市複合事務組合霊柩自動車運行条例を改正する条例の4件でございます。議員各位におかれましては、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

そして、ここで第2 斎場整備事業につきまして御報告申し上げます。

建物本体の建築工事に関しましては、本年6月の竣工、10月の供用開始に向け、おおむね順調に進んでおるところでございます。また、斎場の正式名称につきましても、斎場条例の一部を改正する条例におきまして、御提示させていただきました。組合議会並びに関係市の皆様には、引き続き本組合の事業推進のために御協力を賜りますことをお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加瀬敏男議員） これより日程に入ります。

日程第1、新任議員の議席の指定の件を議題といたします。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

[議席表は巻末に掲載]

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加瀬敏男議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙は指名推選の方法により行うこととし、議長が指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加瀬敏男議員） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本組合議会副議長に江野澤隆之議員を指名いたします。

ただいま指名の江野澤隆之議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加瀬敏男議員） 御異議なしと認めます。

よって、江野澤隆之議員が本組合議会副議長に当選されました。

江野澤隆之議員が本席におられますので、議会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

江野澤隆之議員から当選承諾の御挨拶があります。

.....

○副議長（江野澤隆之議員） ただいま皆様方に御推挙いただきまして、副議長という職となりました。議長を支えながら、四市複合事務組合がスムーズに行われますよう努力いたしますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（加瀬敏男議員） ありがとうございます。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第4、議案第1号平成31年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

[議案第1号は巻末に掲載]

○議長（加瀬敏男議員） 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（太田和進） それでは、議案第1号平成31年度四市複合事務組合予算について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条として、平成31年度の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ52億6,074万2,000円を計上いたします。これは平成30年度予算55億2,136万6,000円に対し2億6,062万4,000円の減額となり、率にしてマイナス4.7%となります。

次に、第2条として、地方自治法第292条において準用する同法第230条第1項の規定により、地方債を起すことについて、4ページの第2表、地方債のとおり、

第2斎場整備事業として限度額26億5,620万円を計上しております。

次に、第3条として、地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を前年度と同額の7,000万円と定めるものであります。

それでは、平成31年度歳入歳出予算について、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。9ページから11ページは歳入及び歳出の総括表となっております。

では、歳入予算について御説明いたします。12、13ページをお開きください。

初めに、1款サービス収入です。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と利用者の自己負担金収入を合わせたサービス収入合計として5億656万3,000円を計上しました。前年度に比べ1,489万8,000円、率にして3%の増となります。主な理由としては、長期入所については、入所者数を前年度比0.5人減の1日当たり97.5人としておりますが、口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算、精神科医による療養指導加算及び療養食加算を獲得したことなどから910万7,000円の増収を見込みました。短期入所については、1日当たり利用者数を前年度比1人増の17人としていること、営業日数が1日増の366日となっていること、また、平成30年度介護報酬改定により新設された夜勤職員配置加算Ⅲ、看護体制加算Ⅲ、Ⅳを獲得したことなどから446万4,000円の増収を見込みました。デイサービスについては、利用者数、営業日数、ともに前年度と同数であるものの、平成30年度介護報酬改定により基本単価が増額されたこと、利用者、家族の希望に応じてサービス提供時間の延長を行っていることなどから132万7,000円の増収を見込みました。なお、自己負担金収入については、利用実績から前年度とほぼ同額としております。

次に、2款分担金及び負担金は16億4,780万9,000円を計上しました。前年度に比べ3,890万5,000円、率にして2.4%の増となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は、管理運営費として議会及び事務局並びに馬込斎場及び第2斎場の経費、施設整備費として三

山園の起債償還金及び施設等整備基金、また、馬込斎場及び第2斎場の整備事業費及び起債の償還金として負担いただく費用となります。

1目民生費負担金は三山園に関する分賦金で1億6,183万5,000円、前年度に比べ4,368万4,000円、率にして21.3%の減となります。

2目衛生費負担金は斎場に関する分賦金で1億8,597万4,000円、前年度に比べ8,258万9,000円、率にして5.9%の増となります。これは第2斎場開設後の運営に要する委託料、備品購入費等の費用によるものでございます。

次に、3款使用料及び手数料は斎場施設使用料及び自動車使用料が主なもので、1億5,269万5,000円を計上しました。前年度に比べ3,197万7,000円、率にして26.5%の増となります。増額の主な理由としましては、第2斎場開設による新たな使用料の設定と、これに伴う馬込斎場の使用料の改定によるもので、火葬件数も9,650件、前年度に比べ425件の増を見込んでおります。また、遺体保管室の使用につきましては、第2斎場が稼働することに伴い、延べ4,158日で、前年度に比べ、延べ792日の減を見込んでおります。

次に、14、15ページをお開きください。4款財産収入は、退職手当基金、三山園施設等整備基金の運用収入として7,000円を計上しました。

次に、5款寄附金は、民生費寄附金として5,000円を計上しております。

次に、6款繰入金は、平成31年度末定年退職者の退職手当の一部として927万5,000円、三山園施設等整備基金からの繰入金として1,559万円を計上しました。

次に、7款繰越金は、平成30年度から31年度への繰越金として2億6,713万9,000円を計上しました。

次に、8款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費領布による収入が主なもので、545万9,000円を計上しました。

次に、9款組合債は、平成31年度分の第2斎場整備事業のうち、新築工事費、工事監理委託料及び進入道路整備工事費など、起債対象事業費合計35億4,168万5,000円に対する組合債として26億5,620万円を計上しました。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

16、17ページをお開きください。1款議会費は、組合議員報酬及び議会運営に要する経費として285万8,000円を計上しました。前年度に比べ17万4,000円、率にして5.7%の減となります。

次に、18、19ページをお開きください。2款総務費は、特別職及び事務局職員の人件費と組合の運営経費などで2億1,352万6,000円を計上しました。前年度に比べ991万4,000円、率にして4.4%の減となります。主な減額の理由といたしましては、11節需用費におきまして、三山園ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処分手数料456万7,000円の皆減などによるものです。また、新規事業といたしましては、13節委託料627万4,000円のうち、第2斎場開設に伴う組合ホームページのリニューアル費用として100万円を計上しております。

次に、20、21ページをお開きください。3款民生費は、特別養護老人ホーム三山園の管理運営に要する経費で、民生費の総額は5億3,676万4,000円を計上しました。前年度に比べ1,869万2,000円、率にして3.6%の増となります。

民生費の内訳といたしましては、1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で3億5,354万1,000円を計上し、前年度に比べ690万4,000円、率にして2%の増となります。三山園職員については、経営再建計画に基づき事務長を内部から登用することとしており、1名補充する必要が生じたことによるものでございます。

次に、2目老人福祉施設費は三山園の長期入所事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費で1億8,322万3,000円を計上しました。前年度に比べ1,178万8,000円、率にして6.9%の増となります。

22、23ページをお開きください。18節備品購入費において、温冷配膳車4台ほかで631万3,000円を計上しました。

次に、24、25ページをお開きください。4款衛生費は馬込斎場の管理運営並びに第2斎場の整備に要する経費及び供用後の管理運営に係る経費で、衛生費の総額は42億4,769万1,000円を計上しました。前年度に比

べ3億2,897万7,000円、率にして7.2%の減となります。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で8,189万円を計上しました。前年度に比べ432万2,000円、率にして5.6%の増となります。増額の主な理由といたしましては、平成31年度末の定年退職者1名分の退職手当1,855万円の計上などでございます。

次に、2目斎場施設費は斎場施設の維持管理に要する経費で4億4,104万1,000円を計上しました。前年度に比べ1億8,473万7,000円、率にして72.1%の増となります。増額の主な理由といたしましては、13節委託料で馬込斎場の大規模改修実施設計委託料として4,752万円を計上いたしました。また、第2斎場の供用開始に伴う経費として、11節需用費の光熱水費で4,512万9,000円、12節役務費の施設管理手数料で626万1,000円、13節委託料で7,740万9,000円、18節備品購入費で680万円を新たに計上しております。

次に、26、27ページをお開きください。3目第2斎場整備費は、第2斎場整備室の事務経費のほか、第2斎場整備に要する工事費、委託料、第2斎場供用開始前に購入する備品等の経費として37億2,476万円を計上しました。前年度と比べ5億1,803万6,000円、率にして12.2%の減となります。減額の主な理由といたしましては、新築工事の最終年度となり、工事請負費が6億2,892万1,000円減となっているものでございます。また、第2斎場開設準備の費用としまして、18節備品購入費で1億2,000万円を計上しております。

次に、28、29ページをお開きください。5款公債費は1億2,475万9,000円を計上しました。内訳は、三山園建てかえ事業に際して借り入れた組合債の元金及び利子として7,429万9,000円、斎場の火葬炉増設等事業に際して借り入れた組合債の元金及び利子として2,878万8,000円、第2斎場整備事業費として借り入れた組合債の利子の償還金として2,167万2,000円でございます。

30、31ページをお開きください。6款予備費につきましては、1億3,514万4,000円を計上しております。

32ページから36ページまでは給与費明細書となっております。

38ページが地方債の調書で、前々年度末、29年度の残高32億6,210万円、前年度の残高63億1,037万1,000円、当該年度、31年度の新たな起債で26億5,620万円、当該年度中に元金1億2万1,000円を償還し、当該年度末の残高は88億6,655万円を予定しております。

以上が平成31年度の歳入歳出予算の説明となります。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書のページを添えていただくとわかりやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

関根議員。

○5番（関根和子議員） それでは、議案第1号、平成31年度予算に関して数点伺わせていただきます。

まず、予算書の12ページでございます。一番下の段に斎場使用料がございます。この増額の主な要因は何であるのか、まず伺わせていただきます。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 第2斎場開設に伴います斎場使用料の増となっております。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今、第2斎場の使用料増だということなんですが、この後、条例改正が出てきまして、斎場使用料の引き上げなどが出てくると思うんです。そういう中で、この主な要因というのは、私は第2斎場の増だけではなくて、馬込斎場にも大きく影響があるんじゃないかなと思って読み取ったわけですが、馬込斎場は関係ないですか。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 申しわけございません。馬込斎場の使用料の値上げ分も含めて斎場使用料値上げ分ということでございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そうしますと、第2斎場の新たな使用料、さらには馬込の使用料の引き上げで、条例改正の中では平成31年10月1日からという施行期

日が見られておりますが、この3,196万4,000円という増額は、平成31年10月1日から今年度末までの6カ月間の使用料増額という読み方でよろしいでしょうか。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 基本的にはそういう考え方でよろしいかと思えます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） それでは、次に伺わせていただきたいのは、予算書の15ページをお願いいたします。中ほどに繰越金がございます。ここに、特別養護老人ホーム三山園の前年度繰越金が1億1,330万8,000円と多額になっておりますが、このことについて、どういう状況の中でこれだけ多額の繰越金が出てきているのでしょうか。

○議長（加瀬敏男議員） 答弁を求めます。

三山園長。

○三山園長（村山芳和） 29年度からの繰越金が7,199万8,454円あります。そこに30年度の黒字分を加えて1億1,330万8,000円の繰り越しといたしました。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 29年の繰越金から見ますと、倍額の繰り越しになってきているんじゃないかなと見られるんですが、その要因というところを伺っておきたいんです。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 新たに介護報酬の加算がとれましたので、その加算の増でございます。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） その加算というのは何の加算になりますか。

○議長（加瀬敏男議員） 村山三山園長。

○三山園長（村山芳和） 加算につきましては、口腔衛生管理体制加算、それから口腔衛生加算、精神科医療指導加算、療養食加算、夜勤職員配置加算などを今年度新たに計上しております。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番(関根和子議員) 今のところは理解しました。

次に、予算書の20ページです。ここの老人福祉総務費は前年度比で690万4,000円増。主な増額要因として、どういうところに要因があるのか伺っておきます。

○議長(加瀬敏男議員) 村山三山園長。

○三山園長(村山芳和) 主な要因といたしましては、職員手当の増、あと給料の増となっております。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 今、職員手当という御答弁がありました。先ほどの説明の中では、事務長を三山園職員から登用、1名増員するという説明がされていたと思うんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長(加瀬敏男議員) 三山園長。

○三山園長(村山芳和) その要因も加えさせていただきます。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 今の件で重ねて伺っておきたいのは、それでは、現在までの事務長の登用というのはどのようになっていたんでしょうか。

○議長(加瀬敏男議員) 管理次長。

○管理次長(藤孝之) 平成29年の第1回定例会で経営再建の一環として、事務長に関しては2年間、園長に関しては5年間をめどに事務局から職員を派遣するというので、その2年間が終わったということでございます。

以上でございます。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 2年間は事務局から登用ということでしたが、事務局というのは四市複合事務組合事務局でよろしいんですか。

○議長(加瀬敏男議員) 管理次長。

○管理次長(藤孝之) 総務費の事務局経費のほうから人件費を支払うということでございます。

以上でございます。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 私がちょっと伺っておきたいのは、事務局からということになると、専門的な分野の職種というようなことにはならないのかどうか。

介護職だとか、そういう意味合いでの。

○議長(加瀬敏男議員) 管理次長。

○管理次長(藤孝之) 通常の一般行政の職員が行っております。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) それでは、三山園職員から事務長を登用するメリットについてはどのような判断をされていらっしゃるのか伺っておきたいと思えます。

○議長(加瀬敏男議員) 三山園長。

○三山園長(村山芳和) 介護とか施設に関しての内容に精通しているというところがメリットでございます。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 私もそのように感じましたので、伺っておきました。

次に、予算書の20ページです。ここの老人福祉施設費、区分13の委託料のうち107万3,000円だと思うんですが、これが精神科医診療等業務委託料になると議案説明資料の15ページに記載されているんです。この説明を私も見ましたので間違いはないと思うんですが、こういう中で、精神科医が行う療養指導や口腔衛生管理におけるサービスというのはどのように実施されるのかお尋ねをしておきます。

○議長(加瀬敏男議員) 三山園長。

○三山園長(村山芳和) 精神科の医師に関しましては、月2回、三山園にお越しいただきまして、利用者を回診していただくと。その中で、状況によりまして、どのような対応をしたらいいかという職員へのアドバイスを行う。と同時に、処方せんを発行することをしております。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 精神科医のほうはわかりましたが、今、口腔衛生管理のほうの御説明はなかったと思うんですが、こちらはしっかりと歯科衛生士などが対応するのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○議長(加瀬敏男議員) 三山園長。

○三山園長(村山芳和) 1週間に3回程度、歯科医師と歯科衛生士が三山園のほうに来て行っております。

す。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 次に、議案説明資料の8ページです。ここに「三山園職員配置の介護・看護職員配置について」ということで、平成31年度予算では、入居者2.5人に対して介護職員1人とされています。平成28年度に策定した特別養護老人ホーム三山園経営再建計画書に基づいて財源の確保をして、介護サービスの質の向上に向け、2.5対1を目指して取り組んでいるところであるという旨が、平成31年1月4日提出の監査結果報告書にも記載されております。今回、この報告書も私どもの手元にいただいておりますので、私は目を通してみましたが、そのように記載され、要望が書き込まれておりました。

こういう中で、調べてみますと、平成31年1月現在、2.69対1の配置状況であることが議案説明資料8ページからも読み取ることができます。予算は2.5対1で、今回の議案の中にそういう予算が計上されているんです。しかし、いつになっても、この2.5対1の配置に届かないというような状況ではないかと読み取ったわけですが、今年度はしっかりと入所者2.5に対して介護や看護職員の配置1ということができるとかどうか。そういう構えで取り組むのかどうか、伺っておきます。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 従来、三山園の介護職員の募集等に関しましては、私どもで募集をかけてもなかなか集まらないという状況でございましたので、三山園のほうのホームページを強化いたしました。その中で、今回また募集をかけますが、現段階でかなりの応募が来てございます。2.5というのが、採用しても、自己都合でやめられたりする方がいらっしゃるのではなかなか難しいところではあるんですが、募集をかけると従来より人数が集まるような状況になっていますので、事務局、三山園、ともに2.5に近づけるように頑張りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○議長（加瀬敏男議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより討論に入ります。
なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。
討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） 議案第1号の平成31年度予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成31年度予算の中には一部評価できる予算もあります。先ほど私も質問の中で取り上げさせていただきましたが、特別養護老人ホーム三山園の事務長を三山園職員から登用することは、三山園の事務内容を熟知した人物が管理職につくと考えられますので、期待をするところでもあります。

さらに、精神科医による療養指導や歯科医師、歯科衛生士による口腔衛生管理は介護サービスの向上に重要な役割を果たすものであり、このようなサービス導入には私も大いに賛同するところでもあります。

また、介護、そして看護職員の配置については、入所者2.5人に対し介護職員1人、2.5対1に限りなく近づきつつあります。今年度中には到達することを要望いたします。

このように賛同できる予算もある一方で、平成31年度予算には、馬込斎場の10月1日からの大幅引き上げによる施設使用料収入や、10月1日からオープンする第2斎場施設使用料収入が組み込まれています。10月1日から3月末日までの6カ月間での増額分が3,196万4,000円にもなり、これらが今後、4市の市民負担にされてまいります。法定事務である火葬施設使用料を大幅に引き上げし、第2斎場火葬施設使用料は馬込斎場の2倍にもなるという使用料設定にされています。法定事務の根拠法として、墓地、埋葬等に関する法律の第1条「目的」には、火葬場の管理、埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とすると定めています。この法の目的を考慮すると、火葬施設使用料は取るべきではないとの判

断を私はいたしました。

さらに、10月から増税すると政府が打ち出している消費税10%増税分もこの予算に反映され、組み込まれています。消費税は、所得の低い人ほど重くのしかかる税金であります。日本共産党は、導入のときから反対してきました。いまだ経済も回復せず、国民の消費も落ち込んでいる状況下で、多くの国民が消費税10%増税に反対の意思表示をしています。このような時期に消費税10%増税を先取りし、予算に組み込むことなどはすべきではないと思うものです。よって、馬込斎場使用料の大幅引き上げや第2斎場の高額な使用料設定、消費税10%増税の予算が組み込まれている平成31年度予算には反対をいたします。

以上、討論といたします。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加瀬敏男議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第5、議案第2号平成30年度四市複合事務組合補正予算を議題といたします。

〔議案第2号は巻末に掲載〕

○議長（加瀬敏男議員） 提出者から説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（太田和進） 補正予算書4ページをお開きください。議案第2号平成30年度四市複合事務組合補正予算について御説明いたします。

補正内容は、30年度予算のうち、4款衛生費の3目第2斎場整備費における13節委託料と15節工事請負費の繰越明許となります。

30年度の工事請負費につきましては、建築工事等7件ございますが、このうち電気設備工事、火葬炉設備工事の2件につきましては、平成30年度の出来高予定額までの工事が完了するものの、請負業者から30年度の前払い金以外の部分払い、3億7,611万6,000円の請求は行わないとのことから翌年度に繰り越しを行うものでございます。また、外構工事につきましては、平成30年度の出来高予定額までの工事が来月までに完了しないことから、平成30年度予算額1億9,828万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、工事請負費3件、合計5億7,440万4,000円を翌年度に繰り越しいたします。

なお、これに伴い、13節委託料、これは工事監理業務委託の平成30年度分の出来高分の予算でございますが、工事監理業務に含まれております外構工事が平成30年度の出来高予定額まで完了しませんので、予算額4,521万1,000円を平成31年度に繰り越すものでございます。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

関根議員。

○5番（関根和子議員） 議案第2号、補正予算繰越明許費について、2点ほど伺っておきたいと思っております。

まず1点は、3目の第2斎場整備費の15節工事請負費の繰り越しについてでございます。新築電気設備工事の繰越額1億7,928万円と新設火葬炉設備工事の繰越額1億9,683万6,000円については、先ほどの説明で、出来高は完了しているだけけれども、請求がなかったという説明があったかと思うんですが、議案説明資料の中にも、繰越理由としては、平成30年度の部分支払い請求がないためとだけ記載されています。私、これを読みまして、金の請求がなかっただけなのか、それとも工事のおくれというのはないのかというところが気になりましたが、工事のおくれは一切ないのでしょいか、伺っておきます。

○議長（加瀬敏男議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） 電気設備工事及び火葬炉設備工事につきましての工事のおくれはございません。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） わかりました。

それでは、次に、15節工事請負費の新築外構工事繰越額1億9,828万8,000円の予算全額が繰り越しになっているわけですが、工事着手はされているのか、その辺が私も理解できないで、さっき説明を聞いたんですけども、着手はされているのでしょうか。

○議長（加瀬敏男議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） 外構工事の内容の一部であります北側の進入路等、そういった整備は既に進めておりますので、工事の着手はしております。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 着手がされているということでございますので、進捗率はどのような状況となっているのでしょうか。

そして、10月の第2斎場の本格的な稼働までには全て工事完了となるような状況になっているのか伺っておきたいと思えます。

○議長（加瀬敏男議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） 外構工事の進捗率につきましては、今6%程度を見込んでおります。

もう1つ、31年10月の供用開始に向け整備を進めておりますので、外構工事につきましても、9月末までには完了する見込みで進めております。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 進捗6%ということで、全て繰り越しという状況でございますので、市民としては心配があります。しっかりと工事進捗を進めるよう、これは要望しておきます。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○議長（加瀬敏男議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） このたびは賛成討論をさせていただきます。

火葬炉設備や電気設備工事、さらには新築外構工事における進捗状況なども伺いました。こういうことの中で、新築外構工事は私はちょっと気になります。しかし、遅延することなく、9月末までにはしっかりと整備完了するという御答弁がありましたので、それを信頼いたしまして、補正予算の繰越明許に対しましては賛成をいたします。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加瀬敏男議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第6、議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例及び日程第7、議案第4号四市複合事務組合霊柩自動車

運行条例の一部を改正する条例、2つの議案を一括して議題といたします。

[議案第3号及び議案第4号は巻末に掲載]

○議長(加瀬敏男議員) 提出者から説明を求めます。
事務局長。

○事務局長(太田和進) それでは、議案書1ページをお開きください。議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

現在、平成31年10月の開設を目指し建設を進めております(仮称)第2斎場の名称及び位置等を規定する必要があるため、提出するものでございます。

条例第3条において、(仮称)第2斎場の名称をしおかぜホール茜浜、位置を習志野市茜浜3丁目7番6号と定めるものでございます。

この設置に伴いまして、(仮称)第2斎場の火葬等の使用料を定める必要がございます。また、馬込斎場においても2場体制となること及び昭和63年度から火葬使用料を変更していないなどの理由から、必要な見直しを図るものでございます。

なお、従来、条例の別表において、使用料の金額は税込み表示ではございませんでしたが、消費税の総額表示義務の特例を定める特別措置法が平成33年3月31日で失効いたしますので、今回の条例改正に合わせて総額表示といたしました。条例の施行日は平成31年10月1日でございます。

次に、議案第4号四市複合事務組合霊柩自動車運行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書は5ページをお開きください。

第1条は、宮型霊柩車を廃止することに伴う改正でございます。

また、第2条では、霊柩車の使用料について、消費税の総額表示義務の特例を定める特別措置法が平成33年3月31日で失効いたしますので、今回の条例改正に合わせて総額表示といたします。現在、1台ある宮型霊柩車は平成10年に購入し、車体の老朽化が著しいこと、平成29年度の利用が1件のみであり、稼働率が極めて低調であることから廃止するものでございます。

なお、第1条、宮型霊柩車の廃止は平成31年4月1

日施行、第2条、消費税の総額表示につきましては平成31年10月1日施行でございます。

説明は以上でございます。

○議長(加瀬敏男議員) ありがとうございます。

○議長(加瀬敏男議員) これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

関根議員。

○5番(関根和子議員) それでは、まず議案3号、斎場条例の一部を改正する条例のほうから質問させていただきます。

現行の斎場条例、これ、11条を見ますと、消費税額が使用者に明確になる使用料設定になっています。なぜ今回の改定では消費税額を含む総額表示にするのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長(加瀬敏男議員) 管理次長。

○管理次長(藤孝之) 消費税の特別措置法が平成33年3月31日に切れます。それまでは可及的速やかに総額表示をしてくださいというものでしたが、これ以降は総額表示をしなければいけません。そのため、今回の条例に合わせて総額表示とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(加瀬敏男議員) 関根議員。

○5番(関根和子議員) 今、それが切れるために、消費税転嫁対策特別措置法によって総額表示をするんだということをおっしゃってございました。でも、切れる年度というのは、平成33年3月31日までですよ。このことを考えると、これから第2斎場などがオープンしてくる中で、施設の使用料などもこの中で定められてきているわけなんですけれども、新たな斎場の施設使用料が、消費税を内税にしまうと、利用者は、消費税がどういう額になっているのかというのがやっぱりぱっとわからないと思うんですよ。新しい施設をオープンしていくという中で、消費税10%を内税にして入れた使用料価格設定をしているわけですから、そういうところを本当に市民に見えやすく、利用者は消費税10%も払っているんだよということが明確にされるべきじゃないかなということで、平成33年3月

31日までの間、まだ2年ぐらいあるわけですよ。その間、やはりきちっと外税にしておく、そういう必要性が私はあるのではないかなという思いをしているんですけども、理事者の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 正式には、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法という長い名称の法律でございますが、この中で、総額表示にできる時があるのであれば、なるべく早くしてくださいというのが法の趣旨でございます。そのため、今回の条例の改正に合わせて総額表示とさせていただきます。

なお、消費税が込みだという金額に関しては、今後、ホームページ等で十分利用者の方に周知させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 今の答弁にはちょっと反論しておきたいんですけども、できる時があるのであればという、そういう部分が入っているよと。私も読みましたから、それはわかります。でも、やらなくちゃいけないとは書いてないですよ。ですから、やっぱり市民に周知していく、そういう期間が必要だと私は思います。ただ、これは意見が多分かみ合わないと思えますから、そこまでにしておきます。

次に、新たな第2斎場の使用料、これと馬込斎場の新たな使用料について、算出根拠がどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 従来の使用料につきましては、私ども昭和63年に火葬料金を改めました。そのときにどのような考えのもとにやったのかという詳細な資料がございませんでしたので、今回は構成市である4市の使用料等の考え方について参考とさせていただいております。その中で、人件費、光熱費、需用費、あと役務、委託、そして償却資産に関する部分を含めて原価とし、それに対して使用者の方の自己負担割合を、火葬については15%、式場等については75%、祭壇に

については100%と使用料を決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 4市の使用料のあり方を参考にしたということなんですが、先ほどの説明の中で、原価計算をされた。その原価の中には、人件費、光熱費、役務費、委託費、建物の減価償却分。こういうものを入れて、そして多分、1件当たりの積算を出して、それに対して火葬が15%、ほかの施設、式場だとか控室、あと遺体保管室がありますよね。これが75%、祭壇は100%。こういうふうな見解で決定したということなんですよ。

私は、ここで非常に疑問を持つのが建物の償却分なんです。建物を建てる費用というのは、市民の税金を使って建設するわけですよ。今度、建物ができ上がった。また使用する人に対して、減価償却分を使用料の中で取っていく。これ、税金の二重取りじゃないですか。そういうふうには私は思うんです。減価償却分、よく資本費と言われるものですけども、こういうものをこのような施設で取り上げるべきではないんじゃないかなと私は思っております。どのように考えているのか、御答弁ください。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 御指摘の御意見はあるかと思うんですが、私ども4市の構成市によって運営させていただいている団体でございますので、4市のうち3市の中で、そのように償却資産を乗せて手数料と使用料等を取っている団体があるということであれば、当然私どものほうも、それを採用させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） そういうやり方を取り入れていくと、何でも、どんな施設でも、資本費を含めて使用料を取ろうという話に発展していくんじゃないかなと私は思っております。今みたいな考え方を積み上げていくと、市役所なんかも資本費をつけて、市民が何か資料をとるたび、利用するたびに使用料を取っていくという、そんなところまで発展していくんじゃない

いですか。これについては、私もずっとそのように思っておりますので、そちらはそういう見解でしょうが、私は使用料、手数料などに建物の償却分などは組み入れるべきではないという考え方です。それは主張させていただきます。

そしてもう1つ、私は本当にこういうやり方はひどいなと思うのが、火葬使用料に15%の使用者負担をつけるというやり方なんです。火葬というのは、どんなところでもできるというものではないですよ。これは法定義務になっていまして、墓地、埋葬等に関する法律でうたわれて、火葬は火葬場以外の施設で行ってはならないと定められているんですよ。だから、火葬場じゃなくては火葬ということはできないんですよ。それに対しても15%の使用者負担をかけて積算するというのは、私はあってはならないことじゃないかなと思いました。

それで調べてみますと、千葉県内の中でも、この火葬施設使用料を取っていない斎場というのが3つばかりあったと思うんです。ですから、そういうふうに、やはり火葬などに対しては、法律で定められた事務、管理者が行っていかなくてはならないような事務までお金を取っていくというのは私は問題じゃないかなと思っておりますが、その見解を伺います。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 火葬につきましては、私ども15%というのは、従来の3,700円が、平成29年度の火葬の原価をはじきまして、それに対してどれぐらいの割合だということではじいてきた数値ではございます。15%がいいかどうかというのは、それはそうだと思いますんですけども、県内におきまして、今、先生のほうで、無料のところは3斎場あるじゃないかというお話もございましたが、県内平均での火葬使用料は8,540円、一番高額なところで2万円取っておりますので、運営していく私ども事務局としては15%。従来の金額から上がってしまいますが、従来の原価に対する負担割合に等しい部分の使用料はいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 県内平均が幾らって、私、県内平均なんかは比較してもらいたくないと思っているんです。私は取るべきではない法定事務だという考え方なんですから、県内平均なんかは全然無頓着です。

馬込斎場の過去を調べてみると、馬込斎場も火葬施設使用料って、取ってなかった時期もあるんですよ。そういう法的事務という見解の中で、無料にしているところはやっぱりしっかりとやっているということをお願いしておきたいと思えます。

次に、議案第4号のほうでも伺っておきたいと思えます。1つは、この条例の中で宮型霊柩車を廃止するという説明を受けましたが、宗教上、宮型霊柩車がないと利用者が困るんだということは起きないのかわるか、その点だけ確認しておきたいと思えます。

○議長（加瀬敏男議員） 斎場長。

○斎場長（鈴木等） 現状の霊柩車の使い方の中で、宮型霊柩車というのが、先ほども御紹介のとおり、件数が非常に減ってきているということで、宗教上での御質問なんですけれども、仏教上での御質問なんですけれども、その辺につきましても、宮型が減ってきた理由というのが余り宗教上にとらわれない、むしろ目立ちたくないという形の中で、宗教上の部分に変化している中で件数が減ってきていると捉えております。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 私も調べた中では、逆に宮型が町の中を走ることには違和感を持つ住民がふえているというような情報なんかもつかんでおります。宮型霊柩車が、私、神道の人なんかはこだわりのかなという気を持ったんです。でも、そういうことが起きていないということであれば、これについては理解いたします。

次に、現行条例の第4条に定められているように、今度、消費税が使用者に明確になる料金設定にはなくなってきますよね。やはり税込みの総額表示化がされてくるということになると思うんですが、こちらでもそのようになるかと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） そのとおりでございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） 消費税10%が今回のこの条例の中でも内税にされていくわけですね。今、経済も回復していない、さらに消費も落ち込んでいる。こういうことに対して、国民の多くが反対という声を上げています。国会でも討論が集中している状況になっているわけですし、今の時期にこういう内税方式にするということはやはり問題があると考えているんです。それについて伺うと、できるだけ早い時期にやらなくちゃという考え方をおっしゃるんだと思うんですが、やはりこのことだけ聞いておきます。

○議長（加瀬敏男議員） 管理次長。

○管理次長（藤孝之） 事務局としては、法の趣旨にのっとりまして、できるだけ早い時期にやりたいと考えて今条例を提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（加瀬敏男議員） 関根議員。

○5番（関根和子議員） できるだけ早い時期にやらなくてはならないという事務局の考え方のようですが、私はこれも、平成33年3月31日まで、まだ期間があるわけですから、そんな急ぐ必要はないということ指摘しておきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（加瀬敏男議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（加瀬敏男議員） 続きまして、日程第6、議案第3号四市複合事務組合斎場条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） まず、議案第3号、斎場条

例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例の第11条改正により、消費税10%増税化と総額表示化が平成31年10月1日から実施されてまいります。消費税10%の増税については反対との国民世論も高い中で、増税先取りの条例改正は4市の市民の理解は得られないのではないかと私は思っております。

さらに、平成33年3月31日までの間の税込み価格を表示しなくてもよいとされているのに、これも先取りをして総額表示化を誘導することは、消費税10%への増税隠しに加担することになります。この時期に消費税に関する条例改正はすべきではないと私は思っております。

また、斎場施設使用料算出に当たっては、それぞれ1件当たりの原価を計算し、それに対して使用者の負担割合を乗じて計算しているとのことですが、原価の算出に建物の償却分まで含めることは許されません。市民の税金で建設された建物を使用するのに、その建物の償却分まで使用料の算出に加算するのは税金の二重取りであります。

また、法定事務となっている火葬についても、使用者負担割合を15%とし、施設使用料を課しておりますが、無料にすべきであります。さらに、第2斎場、しおかぜホール茜浜の施設使用料は、馬込斎場と比較しても高過ぎる感を拭うことは私はできません。第2斎場を使用することが敬遠されて、馬込斎場使用を希望する傾向に傾くことを懸念するところであります。

以上の意見を述べさせていただいて、この条例改正には反対をいたします。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加瀬敏男議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加瀬敏男議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第7、議案第4号四市複合事務組合霊柩自動車運行条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

[「あります」と呼ぶ者あり]

○議長（加瀬敏男議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

関根議員。

○5番（関根和子議員） 議案第4号、霊柩自動車運行条例の一部を改正する条例については反対の立場で討論をさせていただきます。

議案説明資料によると、宮型霊柩車の平成29年度の稼働率は0.09%で、1件のみの利用であったことが記載されております。宮型霊柩車が廃止されても、宗教上での問題はないとの答弁もありました。また、さらに車両にも損傷部分が多く見られるということも、提出していただいた資料、写真の中で見受けることができました。こういうことで、新たな車両取得価格も参考資料で調べさせていただくと大変高額になるということをお考えいたしますと、宮型霊柩車の廃止はやむを得ないものと私も思っております。

しかし、一部条例改正には、料金の考え方の中に、消費税が内税の形で組み込まれて、表を見ましても、基本額が5,000円から5,500円に引き上げられ、距離加算額も1キロメートルにつき175円から190円に引き上げる改正案となっています。消費税が内税化され、税込み総価格表示化がされるために、消費税10%の増税になっていることが市民には見えづらく、隠されてしまう状況になります。このような条例改正に対しては、私は反対させていただきます。

以上です。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、賛成討論の方の発言

を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加瀬敏男議員） ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加瀬敏男議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（加瀬敏男議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加瀬敏男議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（加瀬敏男議員） 次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に関根和子議員及び江野澤隆之議員を指名いたします。

○議長（加瀬敏男議員） 以上で、本定例会の会議に付されました事件の審議は全て終了いたしました。

○議長（加瀬敏男議員） これをもちまして、平成31年四市複合事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時22分閉会

[出席者]

◇出席議員（12人）

議長	加瀬敏男
副議長	江野澤隆之
議員	清水聖士
	芝田裕美
	渡辺賢次
	松寄裕次
	関根和子
	神田廣栄
	西村幸吉

服 部 友 則
佐 野 正 人
宮 本 泰 介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者 松 戸 徹
副 管 理 者 尾 原 淳 之
会 計 管 理 者 菅 原 明 美
事 務 局 長 太 田 和 進
管 理 次 長 蕨 孝 之
第 2 斎 場 整 備 室 長 藤 沢 徹
三 山 園 長 村 山 芳 和
斎 場 長 鈴 木 等
代 表 監 査 委 員 中 村 章

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名
する。

四市複合事務組合議会議長 加 瀬 敏 男
四市複合事務組合議会議員 関 根 和 子
四市複合事務組合議会議員 江野澤 隆 之